

死因究明等の取組の関係者に対するアンケート調査等の結果（暫定版）について

- 総務省行政評価局では、「死因究明等の推進に関する政策評価」（現在、報告書を取りまとめ中）の一環として、都道府県、大学及び医師を対象に関連施策の現場における実態、担当者の意見等を把握するため、アンケート及びヒアリングによる調査を実施（令和元年10月31日時点）
- この報告は、死因究明等推進計画検討会の審議の参考に供するため、上記調査の結果を暫定的に整理したもの

<概要>

- ① 死因究明等推進協議会（地方協議会）の設置は、一部の都道府県で実現するに至っていない。また、設置している都道府県でも、運営の際、議事内容に関して悩みや苦労があるとするところが多い。
- ② 大学において法医人材養成コースの整備などがみられるが、人材供給において目立った増等はみられない。
- ③ 警察等における死因究明等の実施体制の充実に関しては、検視官の臨場率の向上などがみられるが、検視等立会医の確保に困難を感じている現場がある。
- ④ 死亡時画像診断の実施事例の増がみられる一方、異状死死因究明支援事業の活用実績は伸びていない。

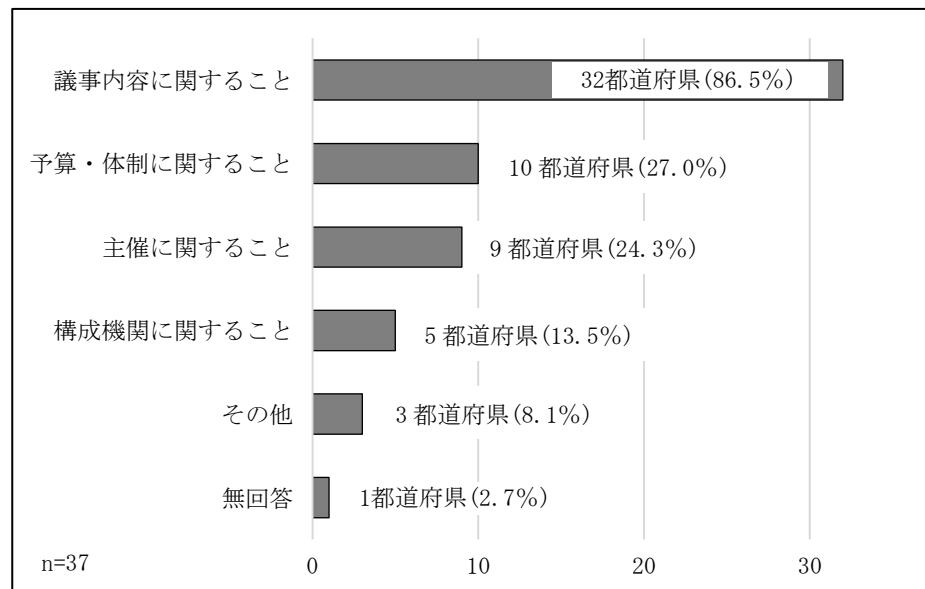
⇒ 次ページ以降、死因究明等推進計画の「重点的施策」ごとに概要を整理

※ 人材確保や設備整備等に係る問題について、それぞれの立場から指摘する声が聴かれた。現在、これらの結果について、適切な評価とそれを現場の具体的なアクションに結び付けていくためにどうあるべきかという観点から、報告書を取りまとめ中

重点的施策 1 「法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」関係

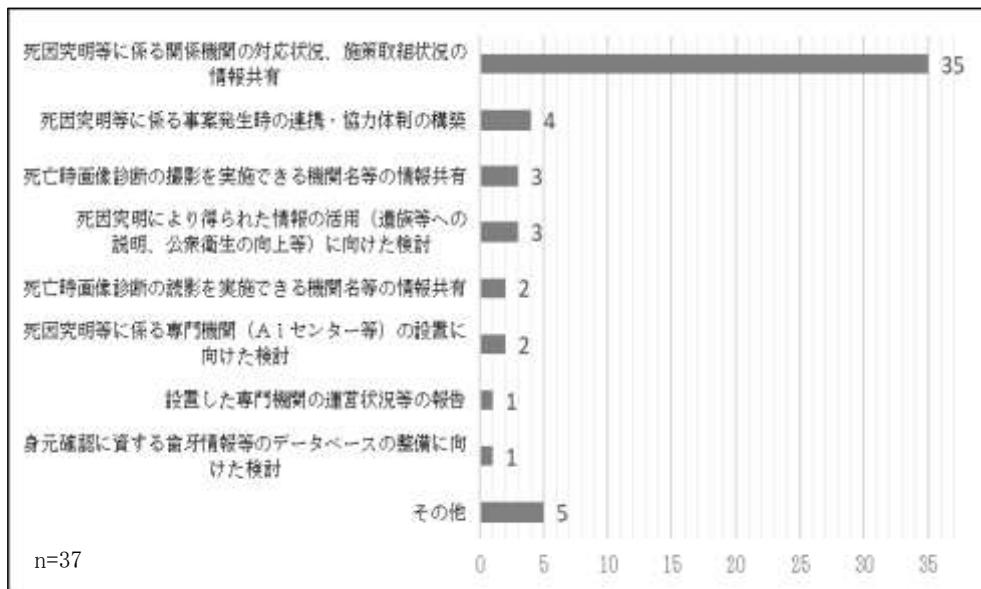
- ① 都道府県における地方協議会の設置状況(注)は、37 都道府県が「設置している」、10 都道府県が「設置していない」
(注)「設置していない」とする都道府県のうち 1 都道府県では、同様の構成員から成る会議体が設置されている。
- ② 地方協議会の運営に当たり悩んでいる点、苦労している点は、最も多いのが「議事内容に関すること」(32 都道府県)、次いで「予算・体制に関すること」(10 都道府県)【図表 1-①】
- 地方協議会の議事内容は、最も多いのが「死因究明等に係る関係機関の対応状況、施策取組状況の情報共有」で 35 都道府県、このうち 25 都道府県では議事内容が当該情報共有のみ【図表 1-②】
- ③ 大学における死因究明等の専門機関(注)の設置状況については、22 大学において「設置されている」、1 大学が「設置について検討中」、54 大学が「未設置(設置予定なし)」
- (注)死因究明センターなど死因究明等を専門に行う機関を指す(大学に附属する病院等に設置されている場合を含む。)。

図表 1-① 地方協議会の運営に当たり悩んでいる点、苦労している点



(注) アンケート調査結果(複数回答)による。

図表 1-② 地方協議会の議事内容



(注) アンケート調査結果(複数回答)で、単位は都道府県

重点的施策2 「法医学に係る教育及び研究の拠点の整備」関係

- ① 地域内の大学が連携して合同でセミナーや研究発表会を実施するなど、一つの大学では行えない多様かつ広範な大学院教育により法医を含む基礎研究医を養成する取組や、死因究明等の専門機関の設置や特任教授等の雇用といった取組などが実施されている。
- ② 法医人材養成に特化したコース等を設置しているのは 15 大学、そのうち 12 大学の設置は死因究明等推進法（旧法）施行後
- ・ 15 大学では、平成 26 年度から 30 年度までに当該コース等を卒業した者 62 人のうち法医学に携わっていると回答した者は 52 人（当該コース等を設置していない 61 大学では、同期間に医学部を卒業した者のうち卒業後に法医学に携わっていると回答した者は 22 人）

重点的施策3 「死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上」関係

- ① 医師の死因究明等に係る研修の受講状況（平成 28 年 4 月～令和元年 10 月）は、「ある」と回答した者が 12.7% (390/3,075 人)
- ② 警察等取扱死体の解剖を行う教員等数は、平成 30 年は 23 年に比べて 5.1% 減少。特に、大学院生等は 41.6% 減少【図表 3-①】
- ・ 77 大学のうち 29 大学が、医師免許を有する教員等が 1 人のみ、58 大学が、医師免許を有する大学院生等が 1 人もいない、と回答
 - ・ 法医学を担う医師が増加しない要因として多かったのは、医師のキャリアとしての魅力不足や就職先があるのかとの不安であり、平成 24 年に文部科学省が実施した調査と同様の傾向。【図表 3-②】 また、医師に対する調査でも同様

図表 3-① 警察等取扱死体に対する解剖を実施している教員等数

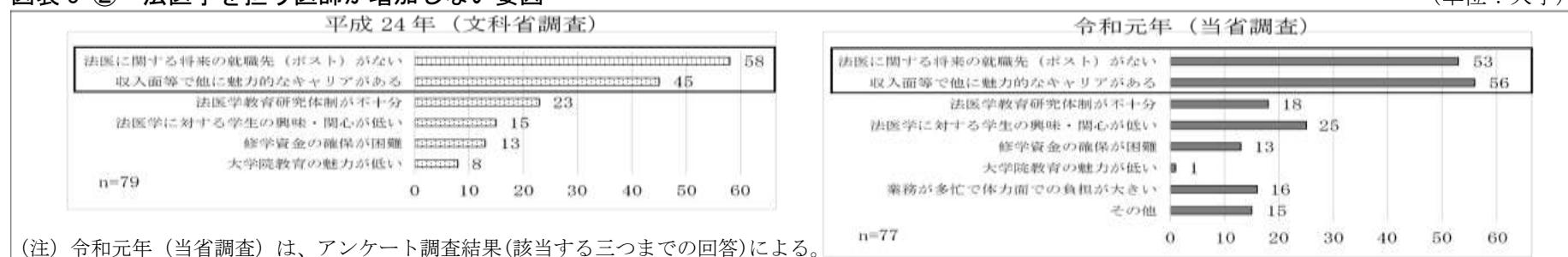
(単位：人)

	教 員		大学院生等			職 員			合計	
	計	医師	医師以外	計	医師	医師以外	計	常勤	非常勤	
平成 23 年	270	146	124	161	63	98	221	101	120	652
平成 30 年	284	157	127	94	40	54	241	121	120	619

(注) 文部科学省の資料（各年 5 月 1 日時点。平成 23 年は 79 大学、30 年は 81 大学）に基づき、当省が作成したもの

図表 3-② 法医学を担う医師が増加しない要因

(単位：大学)



重点的施策4 「警察等における死因究明等の実施体制の充実」関係

- ① 検視官の臨場率は、平成23年に36.6%であったものが30年には80.0%に上昇
- ・ 臨場できない場合も、遺体及び現場の状況を映像等で確認する検視支援装置（タブレット端末等）を活用等
- ② 検視等立会医の登録等数(51 警察本部(方面本部を含む))は、17 本部で減少。27 本部が検視等立会医の高齢化や不足を認識【図表4-①】
- ・ 直近3年間において検視等立会いを経験したと回答した医師は、23.5% (723/3,075人)。警察からの依頼を拒否した経験がある医師は68人。拒否した理由は、「依頼された時間帯が診療時間や深夜帯など、時間的に対応困難だったため」(61人)が最も多い。【図表4-②】
 - ・ 実際に検視等立会いが行われた事例では、「平日の深夜帯以外で、移動時間含めて2時間未満の場合」が約半数(345人)
 - ・ 検視等立会いに際しての配慮等で医師が望むものは、「時間帯への配慮」(415人)が最も多い。【図表4-③】

図表4-① 検視等立会医の推移

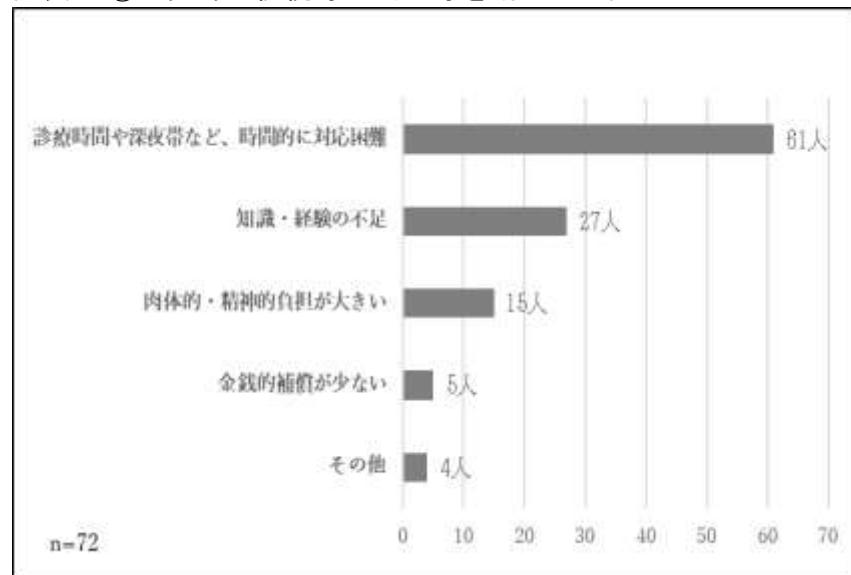
(単位：人)

平成23年	29年	30年	31年
3,502	3,558	3,528	3,492

(注) 1 実地調査結果による。警察本部があらかじめ登録等している人数 (各年4月1日時点)

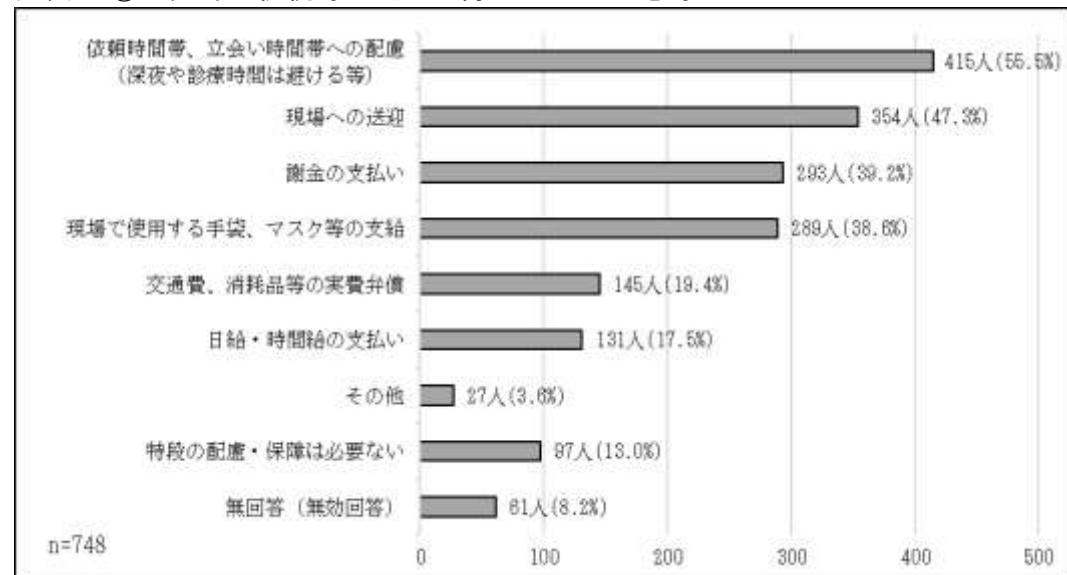
2 各年の人数が全て把握できた41警察本部の合計である。

図表4-② 医師が検視等立会い等を断った理由



(注) アンケート調査結果(複数回答)による。

図表4-③ 医師が検視等立会いに際して望む配慮等



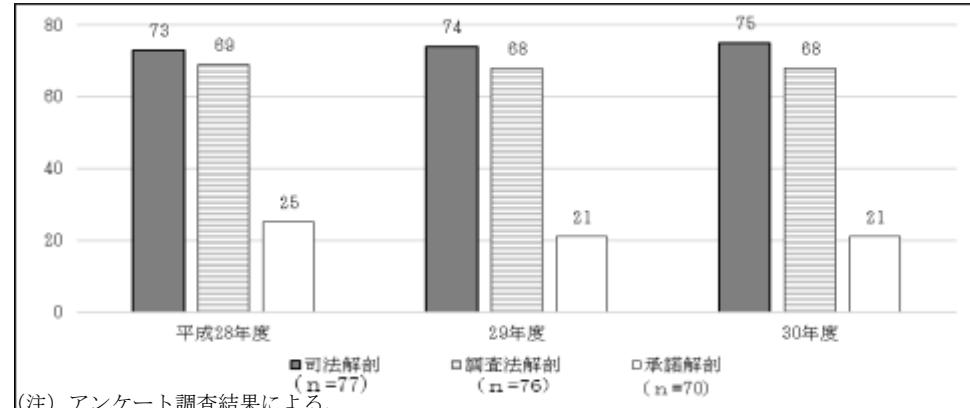
(注) アンケート調査結果(複数回答)による。

重点的施策5 「死体の検案及び解剖の実施体制の充実」関係

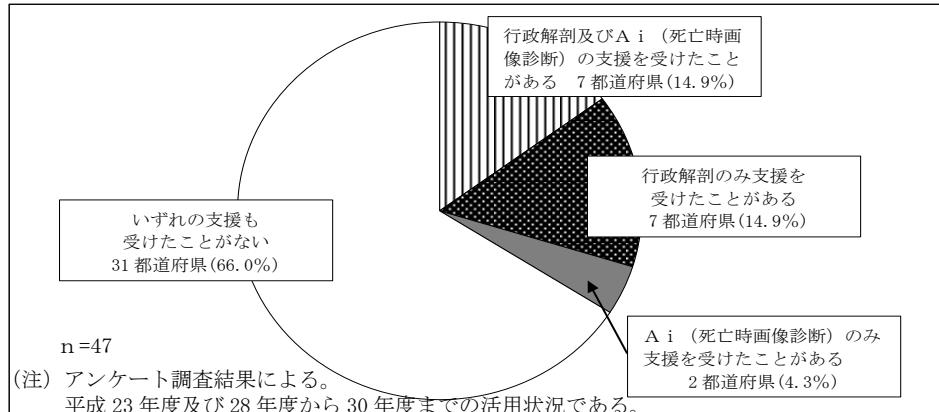
重点的施策6 「薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用」関係

- ① 直近3年間において検案を行った医師は、22.8% (700/3,075人)。また、年間の平均的な検案実施体数は、最も多いのが「1～5人」(501/752人、66.6%)で、次いで「6～10人」(63人/752人、8.4%)との回答
- ② 警察等取扱死体に対する解剖の実施体数は、年間約2万体で推移。また、解剖を実施している大学数（平成30年度）は、司法解剖75大学、調査法解剖68大学、承諾解剖21大学で【図表5-①】、死亡時画像診断を実施している大学数は、半数以上の43大学
- 死亡時画像診断の実施割合は、30年度は23年度に比べて、撮影は16.9ポイント増加、読影は16.5ポイント増加【図表5-②】
 - 大学における死後画像の撮影担当医師等は253人、読影担当医師等は162人。また、直近3年間において死後画像の撮影経験のある医師は231人(7.5%)、読影経験のある医師は191人(6.2%)
- ③ 異状死死因究明支援事業の活用状況は、16都道府県（解剖経費14、死亡時画像診断経費9）と低調【図表5-③】
また、活用していない理由は、「補助基準は満たすが、行政解剖等の実績が無い、又はほとんど無い」(13都道府県)との回答が多い。

図表5-① 警察等取扱死体に対する解剖を実施している大学数



図表5-③ 異状死死因究明支援事業の活用状況



図表5-② 大学における警察等取扱死体に対する死亡時画像診断の実施体数等

(単位: 体)

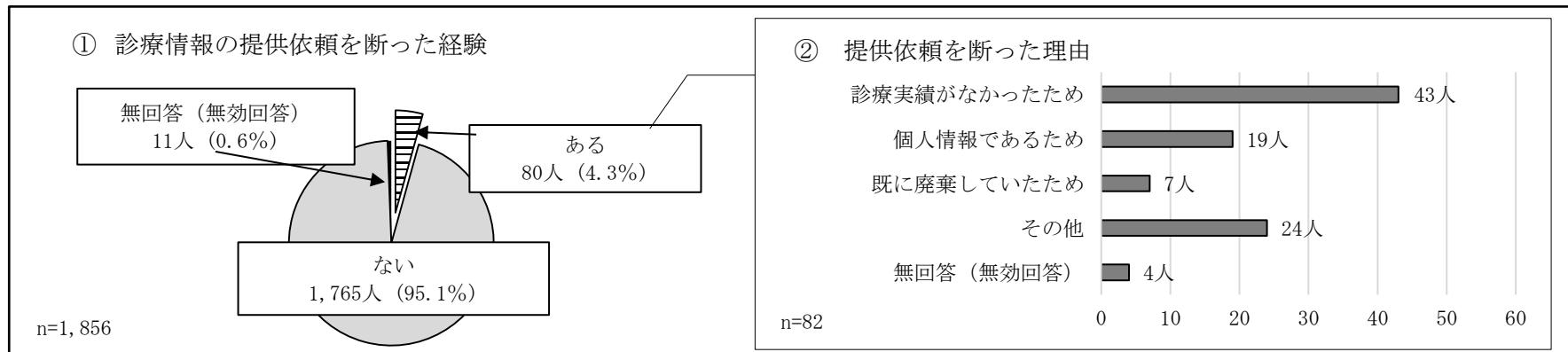
	平成23年度	28年度	29年度	30年度
解剖された遺体に対する撮影数	1,627 (14.1%)	3,447 (26.4%)	3,705 (28.4%)	4,032 (31.0%)
解剖された遺体に対する読影数	1,485 (12.8%)	3,360 (25.8%)	3,593 (27.5%)	3,814 (29.3%)
(参考)警察等取扱死体の解剖数	11,569	13,046	13,068	13,004

(注) アンケート調査結果による。()は警察等取扱死体の解剖数に占める割合。また、各年度とも、撮影数及び読影数のうち、一部又は全部について「不明」と回答した大学がある。

重点的施策7 「遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備」関係

- ① 歯科診療情報のデータベース化のための標準化作業は、平成25年度以降、継続中
- ② 都道府県歯科医師会は、歯科診療情報の活用の有用性は認識しているが、個人情報の保護、国民の同意・理解などが課題と考えている。
- ③ 厚生労働省から都道府県等に対して「遺族の同意なしに警察へ診療情報を提供することは、個人情報保護法との関係においても問題ない」旨の通知を発出済み(H25.3)。しかし、アンケート調査では、これまで警察等から、死因究明等のために患者の診療情報の提供依頼を受けたことがあると回答した医師1,856人(60.4%)のうち、警察からの依頼を拒否した経験がある医師は80人。そのうち19人が、拒否した理由として「診療情報は個人情報であるため」と回答【図表7】

図表7 医師が診療情報の提供依頼を断った経験の有無及び断った理由



(注) アンケート調査結果による。なお、②は複数回答で、①で無回答(無効回答)のうち2人を含む。

重点的施策8 「死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進」関係

- 消費者事故等の再発防止(※)のため、警察から関係機関への通報実績は、平成30年は729件

※ 幼児が自宅のロールカーテンのボールチェーンに誤って首を引っ掛け窒息死した例や、民家2階でエアコン室外機の取付け等作業中に脚立から転落した例など

<参考>アンケート調査の概要

(1) 調査の対象

- ① 都道府県：47 都道府県（全数）
- ② 医学部を置く大学：81 大学（全数）
- ③ 都道府県医師会又は郡市区医師会の役員を務める医師：7,520 人（抽出）

(2) 調査時点

令和元年 10 月 31 日時点（ただし、時期を指定して質問している一部事項については、当該指定の時期）

(3) 回収状況

	配 布 数	回 収 数	回 収 率	有効回答数
都道府県	47	47	100.0%	47
大 学	81	77	95.1%	77
医 師	7,520	3,088	41.1%	3,075

(注)「有効回答数」は、回収数から全問無回答（無効回答）を除いた回答者数

※ 設問により回答数が異なるため、図表ごとに回答者数（n）を記載している。